

第2回 吉田町下水道料金等審議会

説 明 資 料

令和4年8月23日

目次

1. 第1回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項	1
2. 使用料対象経費について	2
2.1 使用料対象経費とは	2
2.2 使用料対象経費の算定手順	4
3. 使用料対象経費の算定	5
3.1 使用料算定期間の設定	5
3.2 使用料対象経費の算定	6
3.2.1 下水道整備計画に基づく排水需要予測	6
3.2.2 維持管理費	7
3.2.3 資本費	12
3.2.4 公費負担額の算定	12
4. 収支不足額の確認	13
5. 次回審議会の予定	15
6. 用語解説	16

1. 第1回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項

5月25日に開催した第1回吉田町下水道料金等審議会の審議内容については、審議会議事録を作成し、本日の審議会参考資料として配布いたしました。

今回の審議会では、以下の内容について審議をお願いいたします。なお、今回説明資料から、巻末に用語解説を作成しました。本文中の「*」の単語が対象です。

★審議事項について

下水道使用料は、地方公営企業*法において「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」(第21条第2項)と定められており、むやみに料金を改定することはできないため、今年度の審議会でも適正な使用料体系について、様々な意見を頂戴し審議をお願いしたいと考えています。

第1回審議会では、本町公共下水道事業概要・財務状況、経営戦略の概要および使用料改定の方向性について、討議を行っていただき、下水道使用料とは、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、使用者が負担すべき経費を回収するために徴収するものであることの説明をさせていただきました。

そこで、今回の審議会では、下水道使用料で賄うべき経費(以下、使用料対象経費)の性質・内容の説明を行い、現行の下水道使用料(収入)と使用料対象経費(支出)の収支不足額に基づく使用料改定の必要性について、審議を行っていただきます。

なお、次回(第3回)審議会では、本日の審議会での使用料対象経費に基づく改定使用料体系についての審議を予定しています。

吉田町下水道料金等審議会の目的とスケジュールを以下に示します。

★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月23日	◇ <u>使用料対象経費(下水道経費の負担区分・排水需要予測・使用料算定期間)</u> ◇ <u>収支見積に基づく使用料改定の必要性</u>
第3回 審議会	11月下旬	◇ 改定使用料体系(基本使用料・従量料金の設定等)
第4回 審議会	令和5年 2月下旬	◇ 下水道使用料の改定水準 ◇ 料金等審議会答申

2. 使用料対象経費について

2.1 使用料対象経費とは

下水道事業運営に伴う経費には、汚水処理と雨水処理に関わるものがあります。それらの経費の負担区分は、「汚水私費・雨水公費」が原則となっています。

- 公費：国または地方公共団体が負担する費用
- 私費：受益者が負担する費用

「雨水公費」とは、雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及びことから公費により負担することです。一方で、「汚水私費」とは、汚水は原因者や受益者が明らかであることから、私費（下水道使用料）により負担することになります。なお、汚水処理に要する経費（汚水処理費*）のうち、公共用水域*の水質保全への効果が高い合流式下水道*に比べ建設コストが割高になる分流式下水道*に要する経費などは、公的な便益も認められることから公費により負担するものもあります。

経費の負担区分に基づき一般会計*が負担することとされている経費は、一般会計繰出基準で明らかにされており、この経費は所要の財源措置が講じられています。

したがって、使用料対象経費とは、「汚水に係る維持管理費*および資本費*のうち、公費負担分を除いた経費」が対象になります。

一般会計が負担又は補助すべき経費は、経費の性質上、経営に伴う収入（下水道使用料）をもって充てることが客観的に困難であると認められるものになります。これら負担区分については繰出基準として、毎年度総務省から示されています。

- 基準内繰入：繰出基準に基づく一般会計繰入金のこと
- 基準外繰入：繰出基準外の一般会計繰入金のこと

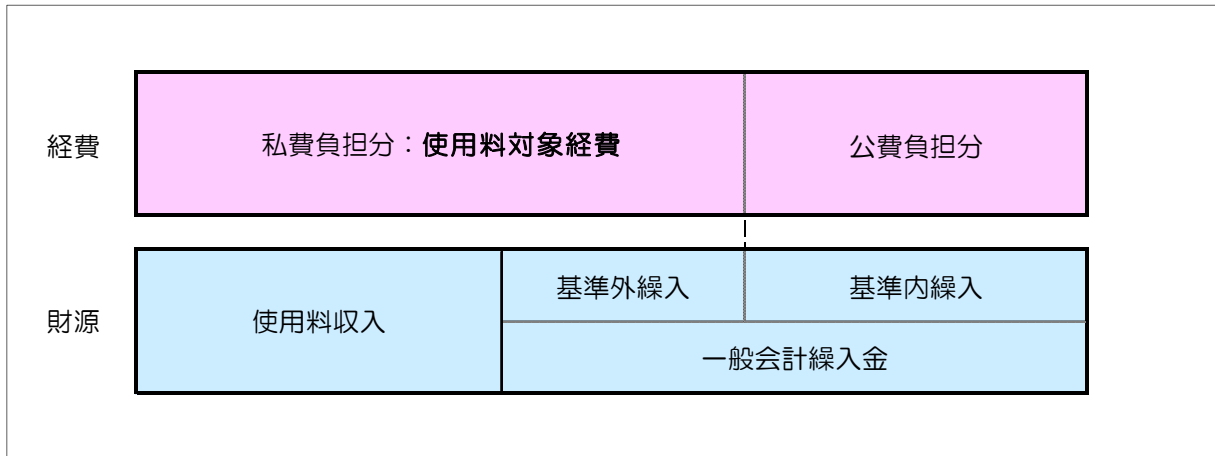


図 2-1 経費負担区分とその財源

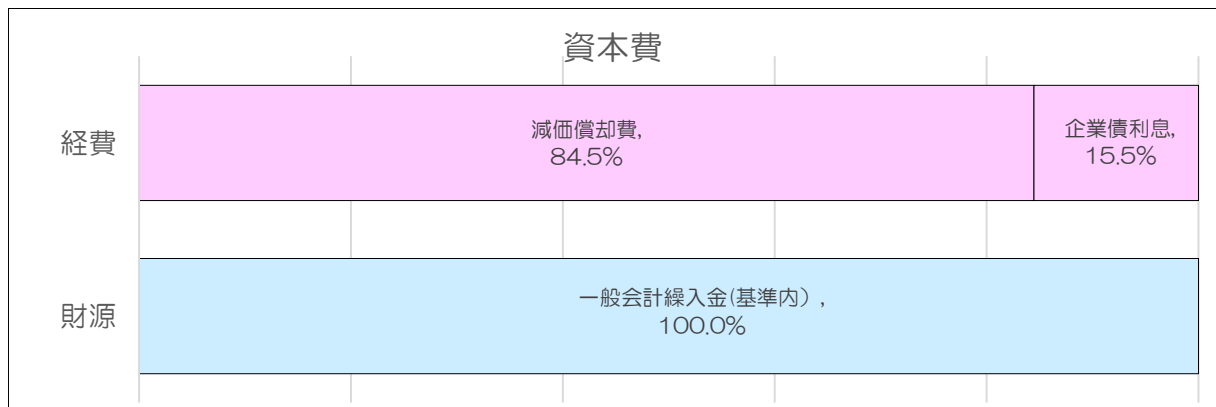


図 2-2 本町の資本費負担区分とその財源（令和3年度実績）

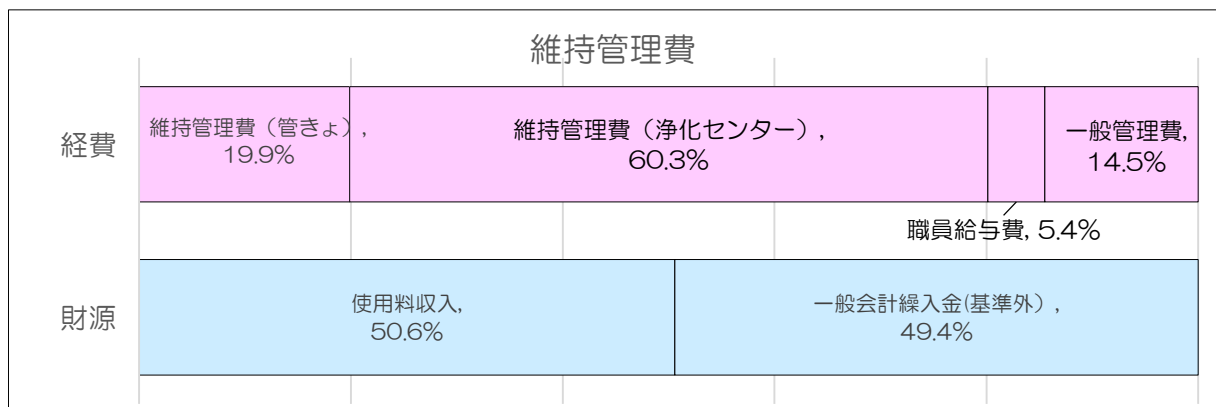


図 2-3 本町の維持管理費負担区分とその財源（令和3年度実績）

2.2 使用料対象経費の算定手順

使用料算定にあたっては、その対象となる使用料対象経費を適正に算定する必要があります。そこで、使用料対象経費の算定は、以下の手順により行います。

(1) 使用料算定期間の設定

公共下水道事業経営戦略の計画期間（10年間：令和3年度～令和12年度）を踏まえて、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を算定する期間として、一定の使用料算定期間を設定します。

(2) 使用料対象経費の算定

公共下水道事業経営戦略の内容を基に、使用料算定期間における管きよ*整備計画、下水道施設（浄化センター*、管きよ）の維持管理計画、職員の配置計画（職員給与費）、これらの計画の前提となる排水需要*の予測を行います。

その予測結果を基に、使用料算定期間中の下水道管理運営費を算定した上で、使用料の対象とならない経費（公費負担経費：基準内繰入）を控除して使用料対象経費を算定します。

(3) 収支不足額の確認

現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費とを比較し、収支不足額の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を判断します。なお、経営戦略の方針に基づき、大幅な改定率とならないように段階的な改定を設定します。

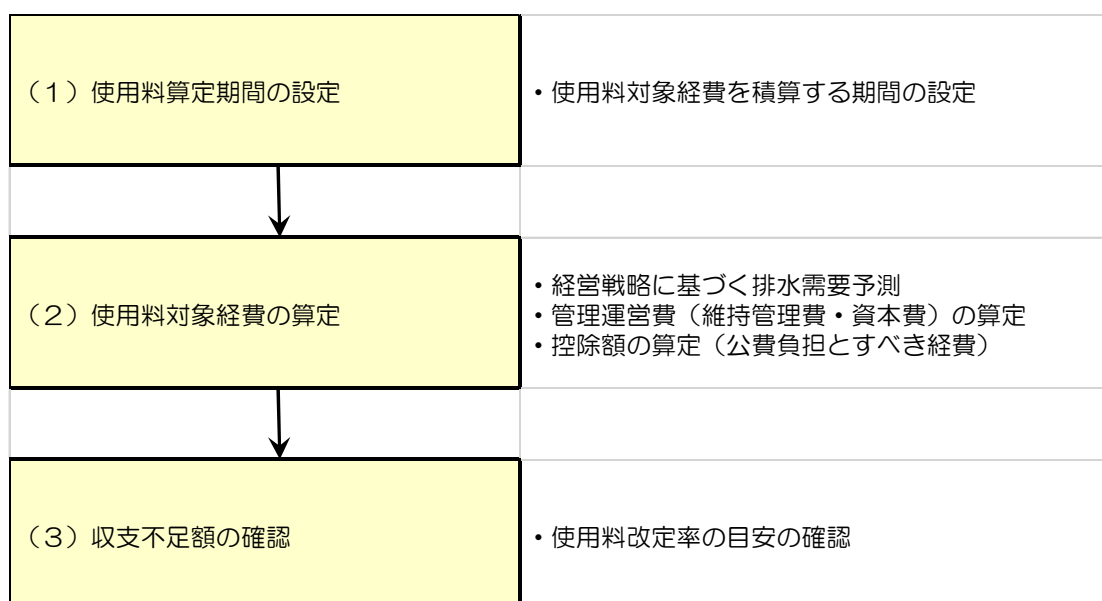


図 2-4 使用料対象経費の算定手順

3. 使用料対象経費の算定

3.1 使用料算定期間の設定

使用料算定期間は、「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版 公益社団法人日本下水道協会」において、以下のとおり設定されていることから、今回の使用料改定検討では、汚水処理ビジョンに基づく管きょ整備概成*の予定年度である令和4年度～令和8年度（5年間）と設定します。

【参考①】

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。これらのことから、使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。

出典：「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版 公益社団法人日本下水道協会」より抜粋

また、令和2年7月22日付けで国土交通省より以下の事務連絡*が発出され、収支構造適正化*に向けた取組を踏まえ、着実に収支構造の見直しの検討を進める要請がありました。

【参考②】

収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金*の重点配分の対象としないこととします。

- ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

出典：事務連絡 下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項より抜粋 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 企画専門官 令和2年7月22日

本町の公共下水道事業は、平成7年3月に供用開始したことから、令和7年3月で供用開始30年が経過し、さらに現在の使用料単価（約98円/m³）、経費回収率（約50%）を考慮すると、現状の料金体系を維持した場合、社会資本整備総合交付金（国補助金）の重点配分の対象外となります。

3.2 使用料対象経費の算定

使用料対象経費の算定にあたっては、将来の一定期間における事業運営に必要な経費等の適正な把握が必要になります。そこで、公共下水道事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）の投資・財源試算の設定条件や、企業会計方式*の適用（令和2年4月）後の決算実績を基に、使用料算定期間（令和4年度～令和8年度）を対象とした使用料対象経費の算定を行います。

3.2.1 下水道整備計画に基づく排水需要予測

令和2年度および令和3年度に策定しました汚水処理ビジョン・経営戦略、公共下水道全体計画*での管きょ整備区域面積・人口予測に基づき、使用料算定期間の排水需要予測を行います。なお、この排水需要予測は、後述する維持管理費や下水道使用料算定の基礎となる重要な予測になるため、直近5年間（平成29年度～令和3年度）の本町実績値を用いて適切な予測を実施します。

【実績】

項目	H29	H30	R1	R2	R3	備考
整備面積 (ha)	271.94	276.65	281.73	285.97	289.94	
整備人口* (人)	11,860	11,166	11,379	11,101	11,174	
水洗化人口* (人)	—	7,853	8,105	7,998	8,300	H30に住基台帳システムを構築・集計している
水洗化率 (%)	—	70.3	71.2	72.0	74.3	
有収水量* (m ³ /日)	2,254	2,270	2,257	2,318	2,327	
浄化センター処理水量 (m ³ /日)	2,393	2,350	2,437	2,471	2,444	

【推計】

項目	R4	R5	R6	R7	R8	備考
整備面積 (ha)	293.71	305.51	317.31	329.11	351.80	吉田団地接続 R6年度
整備人口 (人)	11,070	11,330	11,805	11,982	12,380	
水洗化人口 (人)	8,303	8,611	9,090	9,346	9,780	
水洗化率 (%)	75.0	76.0	77.0	78.0	79.0	年1%上昇
有収水量* (m ³ /日)	2,328	2,411	2,540	2,609	2,727	
浄化センター処理水量 (m ³ /日)	2,463	2,551	2,688	2,761	2,886	

【推計方法】

- 整備面積・人口：昨年度策定した全体計画に基づく管きょ整備計画に基づき整備人口を推計
- 水洗化率：経営戦略で設定した水洗化率年1%上昇を基に設定
- 水洗化人口：「整備人口×水洗化率」により算出
- 有収水量：吉田町給水実績（270L/日/人）に水洗化人口増加分を乗じて算出
- 浄化センター処理水量：「有収水量÷有収率（過去5年間の実績平均値）94.5%」により算出

3.2.2 維持管理費

維持管理費は、既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用であり、その内容は費用の目的別に、管きよ費、浄化センター費および一般管理費に分類されます。費用の性質別には人件費、電力費、材料費・修繕費、委託料などで構成されています。維持管理費は、金額が大きい費目に重点を置いて性質別に算定の上、管きよ費、処理場費および一般管理費の費用の目的別に整理します。

(1) 人件費

人件費は、維持管理部門に携わる職員に係る給料、諸手当、法定福利費、賃金、報酬、退職給付費（退職給付引当金および退職手当組合等への負担金を含む）の総計となります。直近5年間の実績平均により、使用料算定期間の人件費を算出します。なお、職員の定期的な異動を考慮して、年次昇給に伴う給与額の上昇は、直近5年間の実績に含まれているものとしています。

【実績】

項目	H29	H30	R1	R2	R3	備考
管理部門職員給与費（千円）	8,317	8,008	8,900	9,206	8,845	

【推計】

項目	R4	R5	R6	R7	R8	備考
管理部門職員給与費（千円）	8,655	8,655	8,655	8,655	8,655	H29～R2平均

【推計方法】

- 直近5年間の管理部門給与費の実績平均をR4～R8の給与費として計上

(2) 電力費

電力費は、浄化センターやマンホールポンプなどの運転に使用される電力料金であり、使用料算定期間における浄化センター流入水量の増加等を基に算出します。

なお、今年度の4月～7月の電力費は、直近5年間の実績に比べて約53%増加していることから、使用料算定期間における電力費の推計は、今年度の4月～7月の電力費の増加分を見込んだ電力費を推計します。

【実績】

項目	H29	H30	R1	R2	R3	備考
電力費（千円）	12,619	14,003	14,728	11,816	12,293	
浄化センター処理水量（m ³ /日）	2,393	2,350	2,437	2,471	2,444	
処理水量あたりの電力費（千円）	5.273	5.959	6.043	4.782	5.030	

【推計】

項目	R4	R5	R6	R7	R8	備考
電力費（千円）値上げ考慮	20,454	21,186	22,324	22,930	23,968	電力料金上昇を考慮
浄化センター処理水量（m ³ /日）	2,463	2,551	2,688	2,761	2,886	
処理水量あたりの電力費（千円）	8.305	8.305	8.305	8.305	8.305	

【推計方法】

- R4年度4月～7月の電力費の実績から、R4年度の電力費用を推計し、浄化センター処理水量あたりの電力費を算出し、浄化センター処理水量あたりの電力費を用いて、R5～R8の電力費用を推計

(3) 材料費・修繕費

材料費は管きょ施設の維持管理に用いる材料費として、修繕費は管きょ施設と浄化センター施設に分けて推計します。使用料算定期間における材料費・修繕費は、直近5年間の実績平均から算出します。

【実績】

項目	H29	H30	R1	R2	R3	備考
管きょ材料費（千円）	485	630	413	458	604	
管きょ修繕費（千円）	—	—	182	755	115	
浄化センター修繕費（千円）	14,388	11,429	11,741	8,775	11,365	

【推計】

項目	R4	R5	R6	R7	R8	備考
管きょ材料費（千円）	492	492	492	492	492	H29～R3平均
管きょ修繕費（千円）	351	351	351	351	351	
浄化センター修繕費（千円）	11,540	11,540	11,540	11,540	11,540	

【推計方法】

- 直近5年間の材料費・修繕費の実績平均をR4～R8の修繕費として計上

(4) 委託料

委託料は、管きょ（マンホールポンプ）の保守点検、下水道情報管路システム等の委託、浄化センターの運転管理、保守点検、汚泥*処理、機械電気設備点検の委託を行うものとして計上します。また、一般管理費の委託料は、下水道計画策定・見直し等の業務委託費用を計上します。

【実績】

項目（千円）		H29	H30	R1	R2	R3	備考
管きょ	ポンプ等保守点検	890	1,450	1,319	1,450	1,450	
	下水道情報管理システム	4,500	4,800	4,743	5,000	3,900	
	その他	0	0	0	0	1,250	
浄化センター	浄化センター管理委託料	38,619	48,000	43,963	48,000	48,000	
	汚泥処理委託料	12,549	14,112	13,142	15,964	14,634	
	機械電気設備点検	10,800	11,544	12,771	11,602	9,300	
	その他	1,803	1,804	1,742	1,507	1,675	
一般管理費	計画策定業務委託料	8,800	7,083	8,064	23,563	27,837	
	電算処理委託料	270	470	365	888	1,098	

【推計】

項目（千円）		R4	R5	R6	R7	R8	備考
管きょ	ポンプ等保守点検	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	R2、R3平均
	下水道情報管理システム	4,589	4,589	4,589	4,589	4,589	H29～R3平均
	その他	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	R3実績
浄化センター	浄化センター管理委託料	46,141	47,790	50,356	51,724	54,066	処理水量あたりの委託費より算出
	汚泥処理委託料	14,330	14,842	15,639	16,064	16,791	
	機械電気設備点検	11,412	11,820	12,454	12,793	13,372	
	その他	1,706	1,706	1,706	1,706	1,706	H29～R3平均
一般管理費	計画策定業務委託料	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	R2、R3平均
	電算処理委託料	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	R2、R3平均

【推計方法】

- ポンプ等保守点検は、R2、R3年度の実績平均、下水道情報管理システムは、H29～R3の実績平均、管きょその他委託費はR3実績をそれぞれ用いる
- 浄化センター管理委託、汚泥処理委託、機械電気設備点検委託費は、使用料算定期間における浄化センター流入水量の増加分を基に、直近5年間の実績より算出
- 浄化センターその他委託料は、H29～R3の実績平均より算出
- 一般管理費の計画策定業務委託料、電算処理委託料は、R2、R3年度の実績平均より算出

(5) その他維持管理費

その他の維持管理費は、管きよ、浄化センター、一般管理費の物品購入費・借上料、手数料などを計上します。

【実績】

項目（千円）		H29	H30	R1	R2	R3	備考
管きよ	報償費	2,097	2,788	2,633	3,121	2,442	
	公共ます設置手数料	1,731	2,259	2,231	2,110	2,077	
	その他	870	804	674	841	1,131	
浄化センター	計量測定器具類	150	410	269	115	132	
	光熱水費	182	178	153	190	203	
	通信運搬費	325	126	116	272	271	
	システム使用料	—	—	—	990	990	
	その他	870	804	650	585	565	
一般管理費	特定消耗品費	250	166	189	171	299	
	共通消耗品費	72	108	128	105	106	
	自動車借上料	368	379	337	368	273	
	事務器借上料	370	312	265	253	272	
	パソコン借上料	1,342	1,460	1,385	1,436	1,202	
	下水道使用料賦課徴収負担金	4,279	4,630	3,690	3,666	4,176	
	その他	268	225	238	738	605	
その他経費	—	—	—	18,498	7,895		

【推計】

項目（千円）		R4	R5	R6	R7	R8	備考
管きよ	報償費	2,616	2,616	2,616	2,616	2,616	H29～R3平均
	公共ます設置手数料	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	H29～R3平均
	その他	864	864	864	864	864	H29～R3平均
浄化センター	計量測定器具類	215	215	215	215	215	H29～R3平均
	光熱水費	181	181	181	181	181	H29～R3平均
	通信運搬費	222	222	222	222	222	H29～R3平均
	システム使用料	990	990	990	990	990	R2、R3平均
	その他	695	695	695	695	695	H29～R3平均
一般管理費	特定消耗品費	215	215	215	215	215	H29～R3平均
	共通消耗品費	104	104	104	104	104	H29～R3平均
	自動車借上料	345	345	345	345	345	H29～R3平均
	事務器借上料	294	294	294	294	294	H29～R3平均
	パソコン借上料	1,365	1,365	1,365	1,365	1,365	H29～R3平均
	下水道使用料賦課徴収負担金	4,167	4,250	4,243	4,404	4,894	有収水量見合い
	その他	415	415	415	415	415	H29～R3平均
その他経費	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	R2、R3平均	

【推計方法】

- 下水道使用料賦課徴収負担金は有収水量の増加分を基に、直近5年間の実績より算出
- 他の費用は過年度実績平均を用いて算出

3.2.3 資本費

資本費は、下水道施設を整備するために必要な費用であり、減価償却費*などおよび資産維持費から構成されています。

(1) 減価償却費など

地方公営企業法を適用する下水道事業にあつては減価償却費、企業債等支払利息などを資本費として計上します。

(2) 資産維持費

資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化・耐震化などにより増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築・更新*計画に基づいて算定します。

3.2.4 公費負担額の算定

使用料対象経費は、維持管理費及び資本費から構成される下水道管理運営費から、使用料の対象に含めるべきでない経費等を控除して算定します。

下水道事業における費用負担の基本的考え方に基づき、下水道事業の管理運営に係る経費の公費と私費による負担区分の考え方が整理されています（P.2 参照）。

★公費と私費の負担区分の考え方

●資本費

本町における資本費については、現状では分流式下水道に要する経費の全部を公費負担の対象にしており、減価償却費、企業債等支払利息の資本費は全額公費負担（基準内繰入）となっています。

本来、資本費については、「汚水私費」の原則から使用料対象経費として計上し、公費負担の軽減を図る必要がありますが、今回の使用料改定検討では、現在の本町の繰入基準を考慮し、使用料対象経費から公費負担分として資本費を控除します。

●維持管理費

維持管理費については、基本的には全額私費負担となるため、維持管理費は全額使用料対象経費とします。

4. 収支不足額の確認

現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費を比較し、収支不足額の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を確認します。

なお、使用料対象経費算定期間（令和 4 年度～令和 8 年度）の推計は、前ページまでに推計した使用料対象経費に加えて、直近の物価上昇傾向として毎年 2% の物価上昇を見込む場合についても試算を行いました。

推計結果のまとめとして、直近 2 年間（令和 2 年度、令和 3 年度）の維持管理費の実績と、使用料算定期間（令和 4 年度～令和 8 年度）の推計結果を示すとともに、現行の使用料体系、使用料改定時の使用料収入、経費回収率を次ページに示します。

★使用料改定率の目安

経営戦略における使用料改定の目標値である「令和 7 年度で経費回収率 80%」を達成するためには、今回の使用料改定率の目安は約 60% 増となります。この理由としては、今年度の電気料金の値上げによるものが大きく、経営戦略策定時の使用料改定率である 33.0% 増を大きく上回る推計結果になりました。

$$\begin{aligned} \text{使用料改定率} &= \text{R7 目標経費回収率} : 80\% \div \text{R7 の推計経費回収率} ; 49.4\% \\ &= 161.9\% \end{aligned}$$

★今回の使用料改定率について

電気料金の上昇を考慮した約 60% の使用料改定は、近年の他都市における使用料改定率や、家計への影響を考慮すると現実的ではないことから、今回の使用料改定率は、経営戦略策定時の設定値の 33% → 約 30% とします。

【参考】静岡県内における近年（平成 30 年度以降）の使用料改定実施状況

団体名	改定使用料 施行年月日	平均使用料 改定率
焼津市	H30.4.1	9.6
伊豆の国市	H30.4.1	31.2
沼津市	H31.4.1	26.3
御殿場市	H31.4.1	17.0
清水町	R1.10.1	17.4
函南町	R2.7.1	0.1
裾野市	R3.1.1	21.3

★使用料対象経費の推計

項目(千円)		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考	
		実績		推計						
管きよ	材料費	458	604	492	492	492	492	492		
	修繕費	755	115	351	351	351	351	351		
	委託料	ポンプ等保守点検	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	
		下水道情報管理システム	5,000	3,900	4,589	4,589	4,589	4,589	4,589	
		その他	0	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
	その他	報償費	3,121	2,442	2,616	2,616	2,616	2,616	2,616	
		公共ます設置手数料	2,110	2,077	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	
		その他	841	1,131	864	864	864	864	864	
	小計		13,735	12,969	13,694	13,694	13,694	13,694	13,694	
浄化センター	電力費	11,816	12,293	20,454	21,186	22,324	22,930	23,968		
	修繕費	8,775	11,365	11,540	11,540	11,540	11,540	11,540		
	委託料	浄化センター管理委託料	48,000	48,000	46,141	47,790	50,356	51,724	54,066	
		汚泥処理委託料	15,964	14,634	14,330	14,842	15,639	16,064	16,791	
		機械電気設備点検	11,602	9,300	11,412	11,820	12,454	12,793	13,372	
		その他	1,507	1,675	1,706	1,706	1,706	1,706	1,706	
	小計		97,664	97,267	105,583	108,884	114,019	116,757	121,443	
一般管理費	委託料	計画策定業務委託料	23,563	27,837	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	
		電算処理委託料	888	1,098	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	その他	計量測定器具類	115	132	215	215	215	215	215	
		光熱水費	190	203	181	181	181	181	181	
		通信運搬費	272	271	222	222	222	222	222	
		システム使用料	990	990	990	990	990	990	990	
		その他	585	565	695	695	695	695	695	
		特定消耗品費	171	299	215	215	215	215	215	
		共通消耗品費	105	106	104	104	104	104	104	
		自動車借上料	368	273	345	345	345	345	345	
		事務器借上料	253	272	294	294	294	294	294	
		パソコン借上料	1,436	1,202	1,365	1,365	1,365	1,365	1,365	
		下水道使用料賦課徴収負担金	3,666	4,176	4,167	4,250	4,243	4,404	4,894	
		その他	738	605	415	415	415	415	415	
		その他経費	18,498	7,895	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	
小計		51,838	45,924	49,108	49,191	49,184	49,345	49,835		
職員給与費		9,206	8,845	8,655	8,655	8,655	8,655	8,655		
合計：①		172,443	165,005	177,040	180,424	185,552	188,451	193,627		

現行使用料体系での使用料収入：②	82,733	83,432	83,103	86,301	90,670	93,133	97,346	
経費回収率(%)：②÷①	48.0	50.6	46.9	47.8	48.9	49.4	50.3	

使用料収入(R6に改定率60%)：③	82,733	83,432	83,103	86,301	145,072	149,013	155,754	
経費回収率：③÷①	48.0	50.6	46.9	47.8	78.2	79.1	80.4	

使用料収入(R6に改定率30%)：④	82,733	83,432	83,103	86,301	117,871	121,073	126,550	
経費回収率(%)：④÷①	48.0	50.6	46.9	47.8	63.5	64.2	65.4	

★物価上昇(毎年2%)を考慮した使用料対象経費

項目(千円)		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考	
		実績		推計						
管きよ	材料費	458	604	502	512	522	533	543	物価上昇考慮	
	修繕費	755	115	358	365	372	380	388	物価上昇考慮	
	委託料	ポンプ等保守点検	1,450	1,450	1,479	1,509	1,539	1,570	1,601	物価上昇考慮
		下水道情報管理システム	5,000	3,900	4,589	4,589	4,589	4,589	4,589	
		その他	0	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
	その他	報償費	3,121	2,442	2,616	2,616	2,616	2,616	2,616	
		公共ます設置手数料	2,110	2,077	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	
		その他	841	1,131	864	864	864	864	864	
	小計		13,735	12,969	13,740	13,787	13,834	13,884	13,933	
浄化センター	電力費	11,816	12,293	20,454	21,186	22,324	22,930	23,968		
	修繕費	8,775	11,365	11,771	12,006	12,246	12,491	12,741	物価上昇考慮	
	委託料	浄化センター管理委託料	48,000	48,000	47,064	49,721	53,438	55,988	59,693	物価上昇考慮
		汚泥処理委託料	15,964	14,634	14,617	15,442	16,596	17,388	18,539	物価上昇考慮
		機械電気設備点検	11,602	9,300	11,412	11,820	12,454	12,793	13,372	
		その他	1,507	1,675	1,706	1,706	1,706	1,706	1,706	
	小計		97,664	97,267	107,024	111,881	118,764	123,296	130,019	
一般管理費	委託料	計画策定業務委託料	23,563	27,837	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	
		電算処理委託料	888	1,098	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	その他	計量測定器具類	115	132	219	224	228	233	237	物価上昇考慮
		光熱水費	190	203	185	188	192	196	200	物価上昇考慮
		通信運搬費	272	271	222	222	222	222	222	
		システム使用料	990	990	990	990	990	990	990	
		その他	585	565	695	695	695	695	695	
		特定消耗品費	171	299	219	224	228	233	237	物価上昇考慮
		共通消耗品費	105	106	106	108	110	113	115	物価上昇考慮
		自動車借上料	368	273	352	359	366	373	381	物価上昇考慮
		事務器借上料	253	272	300	306	312	318	325	物価上昇考慮
		パソコン借上料	1,436	1,202	1,392	1,420	1,449	1,478	1,507	物価上昇考慮
		下水道使用料賦課徴収負担金	3,666	4,176	4,167	4,250	4,243	4,404	4,894	
		その他	738	605	415	415	415	415	415	
		その他経費	18,498	7,895	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	
小計		51,838	45,924	49,162	49,301	49,350	49,570	50,118		
職員給与費		9,206	8,845	8,655	8,655	8,655	8,655	8,655		
合計：⑤		172,443	165,005	178,581	183,624	190,603	195,405	202,725		

現行使用料体系での使用料収入：②	82,733	83,432	83,103	86,301	90,670	93,133	97,346	
経費回収率(%)：②÷⑤	48.0	50.6	46.5	47.0	47.6	47.7	48.0	

使用料収入(R6に改定率60%)：③	82,733	83,432	83,103	86,301	145,072	149,013	155,754	
経費回収率：③÷⑤	48.0	50.6	46.5	47.0	76.1	76.3	76.8	

使用料収入(R6に改定率30%)：④	82,733	83,432	83,103	86,301	117,871	121,073	126,550	
経費回収率(%)：④÷⑤	48.0	50.6	46.5	47.0	61.8	62.0	62.4	

5. 次回審議会の予定

今回の審議では、下水道使用料で賄うべき使用料対象経費の性質・内容の説明を行い、現行の下水道使用料（収入）と使用料対象経費（支出）の収支不足額に基づく使用料改定の必要性について、討議を行っていただきました。

令和2年度に策定した経営戦略では、経費回収率80%を目指した下水道使用料改定率33%増を令和6年度までに実施する方針としており、その方針に基づく使用料改定率について、審議会の意見をいただきながら取りまとめを進めます。

次回審議会（11月下旬予定）では、今回提示した使用料対象経費の推計内容と改定率を基に、改定使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）の内容について審議を行って頂きます。

今後の主なスケジュールおよび審議事項は以下のとおりを予定しています。

★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項（再掲）

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月23日	◇ 使用料対象経費（下水道経費負担区分・排水需要予測・ 使用料算定期間） ◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性 ◇
第3回 審議会	11月下旬	◇ 改定使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
第4回 審議会	令和5年 2月下旬	◇ 下水道使用料の改定水準 ◇ 料金等審議会答申

6.用語解説

【あ行】

- ◆ 維持管理費（いじかんりひ）
汚水処理に関わる費用（電力費、薬品費など）、管きょや浄化センターを運転管理（人件費・修繕費・委託費）に必要となる費用のこと。
- ◆ 一般会計（いっばんかいけい）
国や地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上している会計のこと。本来1つの会計で経理されることが望ましいが、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計を設けている。
- ◆ 汚水処理費（おすいしよりひ）
下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費（管きょや処理場を管理したりするための電力費、電力費、人件費など）および資本費（下水道施設等の整備に係る費用）の合計のこと。
- ◆ 汚泥（おでい）
下水処理場や浄化槽などの汚水処理を行う工程で発生する泥状物質の総称のこと。通常、水分を多量に含み、有機物濃度が高く腐敗しやすい性質をもつ。

【か行】

- ◆ 改築・更新（かいちく・こうしん）
老朽化した施設や設備の機能を回復させるために、その全部または一部を再建設、取り替えを行うこと。
- ◆ 管きょ（かんきょ）
下水を収集し、排除するための施設のこと。地中に埋設されているものや、蓋に覆われていない雨水排除のための水路などの形式があるが、汚水管きょは地中に埋設されている。
- ◆ 企業会計方式（きぎょうかいけいほうしき）
地方公共団体が、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むための民間企業と同様の会計方式のこと。
- ◆ 減価償却費（げんかしょうきやくひ）
時間の経過により資産の価値が減少した分に相当する金額を費用として計上したもの。減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示できる。

- ◆ 公共用水域（こうきょうようすいいき）
河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域のこと。
- ◆ 合流式下水道（ごうりゅうしきげすいどう）
汚水と雨水を同一の管きょで排除し、処理する下水道の方式のこと。合流式は、分流式に比べ管路施設の建設が容易な反面、雨天時に汚水を公共用水域へ未処理で排水することが課題である。なお、本町の公共下水道は、分流式下水道を採用している。

【さ行】

- ◆ 資本費（しほんひ）
下水道を整備するための借入金の利息返済費用に加え。施設の使える耐用年数*で割って計算した1年分の減価償却費*や、資産維持費などの費用のこと。
- ◆ 事務連絡（じむれんらく）
法令運用に直接関わらないが、周辺の細々したことを通知・依頼する内容の文書のこと、中央省庁の直接の担当部署などから発出されるのが一般的である。
- ◆ 社会資本整備総合交付金（しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん）
地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする国からの補助金のこと。
- ◆ 収支構造適正化（しゅうしこうぞうてきせい）
下水道サービスを維持するため、下水道事業の費用構造を踏まえた望ましい使用料体系等を整理・提示することを通じて、地方公共団体による下水道事業の収支構造を適正に向けた取組を実施すること。
- ◆ 浄化センター（じょうかせんたー）
下水を最終的に処理して公共用水域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設のこと。本町では、吉田浄化センターを指す。
- ◆ 水洗化人口（すいせんかじんこう）
下水道整備区域内において、実際に下水道に接続・使用している人口。

- ◆ 整備概成（せいびがいせい）
下水道の整備が概ね完成すること。
- ◆ 整備人口（せいびじんこう）
下水道の整備が完了している区域内の人口。
- ◆ 全体計画（ぜんたいけいかく）
公共下水道により整備する汚水処理区域を基に、計画目標年次における人口、汚水量などの諸元を設定し、諸元値に基づいた下水道施設・設備計画を定めたもの。

【た行】

- ◆ 耐用年数（たいようねんすう）
固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数のことで、施設や設備の種類により異なる。
- ◆ 地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）
地方公共団体が企業として経営する事業のことで、下水道事業、水道事業、病院事業などがある。

【は行】

- ◆ 排水需要（はいすいじゅよう）
下水道への接続により、下水処理が必要とされる排水量のこと。
- ◆ 分流式下水道（ぶんりゅうしきげすいどう）
汚水と雨水を別々の管きよで排除する下水道の方式のこと。分流式は、汚水のみを浄化センター導く方式であるため、雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないので、水質汚濁防止上有利である。なお、本町の公共下水道は、分流式下水道を採用している。

【や行】

- ◆ 有収水量（ゆうしゅうすいりょう）
下水道使用料徴収の対象となる水量のこと。下水道使用料は、水道水の使用水量をもとに算定される。